

「令和7年度 佐賀県インフルエンザ・新型コロナウイルス 予防実行宣言」実施要領

佐賀県

1 目 的

毎年流行する季節性インフルエンザは県民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つである。また、季節性インフルエンザに対する感染予防・感染拡大防止の方法は、新型コロナウイルスや今後発生する可能性がある新型インフルエンザの対策としても有効なものである。

そのため、県民のインフルエンザ・新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止策の実行を目指した「インフルエンザ・新型コロナウイルス予防実行宣言」事業を実施する。

2 実施期間

・申請受付期間

令和7年9月29日（月曜日）から令和7年12月16日（火曜日）

・予防実行期間

インフルエンザ・新型コロナウイルス予防実行宣言の宣言日から
令和8年3月31日（火曜日）

3 実施方法

（1）インフルエンザ・新型コロナウイルス予防実行宣言の登録証及び宣言書

＜インフルエンザ・新型コロナウイルス予防実行宣言内容＞

- ・石けんによるこまめな手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を励行します
- ・こまめに換気を行います
- ・せきやくしゃみが出るときはマスクを着け、せきエチケットを守ります
- ・食事・睡眠をしっかりとります
- ・熱っぽいと思ったら、体温を測って体調管理します
- ・かかったかなと思ったら、学校や職場を休み、家で静養します
- ・かかったかなと思ったら、事前に連絡をし、早めに医療機関を受診します

※宣言書については、一般向け・子ども向けの2種類を作成

（2）広報

県ホームページで募集を呼びかける。

(3) 事業内容

ア 予防実行宣言に賛同する事業所・団体の募集

- ・ 賛同する事業所を募集し、登録証及び宣言書を電子媒体で交付する。
- ・ 県ホームページにて賛同する事業所を公表する。

イ 予防実行宣言に賛同する学校等の募集

- ・ 賛同する学校等を募集し、登録証及び宣言書を電子媒体で交付する。
- ・ 県ホームページにて賛同する学校を公表する。

学校での取組

- ・ 予防実行宣言登録書及び宣言書の掲示
- ・ ホームルーム等で宣言内容の教示など

(4) 事業所としての県庁の取組

各課・現地機関で、以下の対策を行う。

ア 各部署での取組

- ・ 予防実行宣言の周知・徹底を図る。
- ・ 執務室の定期的な換気を行う。

イ 一人ひとりの取組

- ・ 石けんを用いたこまめな手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を励行する。
- ・ せきやくしゃみが出るときはマスクを着け、せきエチケットを守る。
- ・ 十分な栄養と休養をとり、規則正しい生活を心がける。
- ・ 周囲で流行が見られる時は特に注意し、体温測定など健康観察を行い、早期発見に努める。
- ・ かかったかなと思われるときは、外出を控え、医師の指示に従い、静養する。
- ・ かかったかなと思われるときは、事前に連絡をし、早めに医療機関を受診する。